

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成30年3月13日開催

熊取町議会

〔議員全員協議会（3月13日）〕

平成30年度税制改正（市町村税関係）（案）について	2
奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画（案）について	7
その他	14
1. ネーミングライツの取り組み状況について	14
2. 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に係る対応 の基本方針等の変更について	15
3. 熊取町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について	15
4. 下水道事業計画の変更について	16

議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成30年3月13日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町	長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
				企画部理事	
		企画部長	貝口良夫	兼シティプロモーション 推進課長	明松大介
		企画部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	南和仁
		総務部理事	林利秀	総務部理事	塩谷義和
		住民部長	藤原伸彦	住民部統括理事	吉田潔
		健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本浩義
		健康福祉部理事	山本雅隆	都市整備部長	泉谷徹
		都市整備部理事	大西宏	上下水道部長	山戸寛
		上下水道部理事	永橋広幸	政策企画課長	橘和彦
		人事課長	道端秀明	税務課長	阪上高寛
		健康・いきいき 高齢課長	石川節子	保険年金課長	野津博美
		水とみどり課長	庭瀬義浩	下水道課長	山田卓幸
事務局	局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 平成30年度税制改正（市町村税関係）（案）について
- 2) 奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画（案）について
- 3) その他
 1. ネーミングライツの取り組み状況について
 2. 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に係る対応の基本方針等の変更について
 3. 熊取町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について
 4. 下水道事業計画の変更について

議長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。

なお、本協議会には町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

議長（坂上巳生男君）本日の案件は、平成30年度税制改正（市町村税関係）（案）についてのほか1件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、平成30年度税制改正（市町村税関係）（案）についての件を説明願います。阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）それでは、平成30年度税制改正（市町村税関係）（案）についてご説明申し上げます。資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

「平成30年度税制改正の大綱」につきましては、平成29年12月22日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が平成30年2月6日に国会に提出されております。そのうち、市町村税に関する主な概要についてご説明させていただきます。

まずは1点目、個人住民税関係でございます。

①の給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替でございます。こちらにつきましては、給与所得控除・公的年金等控除について、控除額を10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げるといふもので、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う方などさまざまな形で働く人を広く応援することができ、働き方改革の後押しとして行われるものでございます。また、今回の改正に伴い、給与並びに年金収入から換算される所得の額が現行よりも10万円高くなりますので、税額に影響が出ないように、米印のとおり、振替に伴う主な調整措置（案）が出されております。例えば、配偶者控除や扶養控除の合計所得金額要件や、勤労学生控除、障がい者等に対する非課税措置、非課税限度額の基準額等の所得要件について10万円引き上げるといった内容でございます。

次に、②の給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直しでございます。アの給与所得控除の見直しですが、給与所得控除が上限となる給与収入を現行の1,000万円から850万円に引き下げ、控除の上限額を220万円から、給与所得控除から基礎控除への10万円の振替を含んで195万円とするものでございます。ただし、子育てや介護を行っている者、具体的には22歳以下の扶養親族や特別障がい者控除の対象となる扶養親族等を有する場合には負担がふえないように措置され、国の試算では対象者の約96%ぐらいの方に影響がないとのことでございます。

次に、イの公的年金等控除の見直しですが、1点目として、現行では控除額に上限が設けられておりませんが、公的年金等の収入が1,000万円を超える場合に控除額の上限を195万5,000円とするものでございます。また、2点目といたしまして、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額を段階的に引き下げを行うもので、年金以外の所得が1,000万円を超える場合は10万円を、2,000万円を超える場合は20万円を公的年金等控除から引き下げるものでございます。

続いて、2ページをごらんください。

ウの基礎控除の見直しでございます。表をごらんください。現行では納税義務者本人の合計所得金額に所得要件がなく、基礎控除の額は一律33万円となっております。改正案では、納税義務者本人の合計所得金額に応じて4段階に区分され、所得に応じて基礎控除の額を逡減・消失する仕組みが構築されるというものでございます。なお、改正案における控除額につきましては、さきに説明いたしました1の①の給与所得控除・公的年金等控除からの基礎控除への振替の10万円を含めた額となっております。

これらの個人住民税に係る改正につきましては、全て平成33年度課税から適用される予定でございます。

次に、2点目のたばこ税関係でございます。

①のたばこ税率の引き上げでございます。こちらにつきましては、国・地方のたばこ税の税率につきまして、平成30年10月1日から1本当たり1円ずつ3段階3年間に分けて引き上げていくもので、網かけ部分になりますが、市町村分としましては1,000本当たり430円ずつ3年間税率を引き上げていくものでございます。

次に、②の加熱式たばこの課税方式の見直しでございますが、資料の5ページをごらんください。

現行では、ページ中段の左、旧課税方式と記載されている内容のとおり、紙巻・フィルター、葉たばこ・溶液の重量1グラムごとに紙巻たばこ1本として換算し課税されておりますが、普通の紙巻たばこと比較いたしまして、販売価格は同価格帯であるにもかかわらず、製品重量が軽いことから、1本当たりの販売価格に対して税負担が低い状態で、税率格差が生じてございます。そのため、この税率格差が生じているという課題に対し、加熱式たばこという課税区分を新設し、その製品の特性を踏まえた課税方式に見直すこととし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に右の新課税方式に記載しております葉たばこ溶液の重量と、あと小売価格を用いて紙巻たばこの本数に換算する方式に移行していくというものでございます。

資料の3ページにお戻りください。

3の固定資産税関係でございます。

①の土地に係る負担調整措置でございますが、こちらにつきましては現行制度を平成32年度まで3年間延長するものでございます。

次に、②の固定資産税の特例措置でございます。

まず、アの設備投資に係る新たな償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設でございますが、こちら、申しわけございません、資料の6ページをごらんください。革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、ページの左のフロー図のとおり、市町村が国と協議し、導入促進基本計画を策定し、国の同意を受けた場合において、その市町村内の中小企業が先端設備等導入計画を作成し、市町村に申請認定を受けた一定の設備投資、労働生産性年平均3%以上向上並びに市町村計画に合致しているものにつきまして、臨時措置法施行の日から平成33年3月31日までに導入された償却資産に対して減額措置を行うものでございます。こちらにつきましては、課税標準を最初の3年間についてゼロ以上2分の1以下の範囲内において、市町村が条例で定める割合を乗じて得た額とするもので、中小企業の実産性の向上を強力に後押しする制度となっております。なお、この制度による税収の減額分につきましては交付税措置されると聞いております。

資料の3ページにお戻りください。

続きまして、イの新築住宅に係る税額の減額措置を平成32年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に、ウの耐震改修等を行った住宅の減額措置の見直しでございますが、具体的には下に3点記載しておりますけれども、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置を平成32年3月31日工事完了分まで2年間延長するものでございます。また、バリアフリー改修と省エネ改修につきましては、床面積要件の上限を新たに280平方メートル以下とするものでございます。

最後に、4のその他でございます。

①の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設でございます。こちらにつきましては、今後の森林関連法令の見直しを踏まえまして創設が予定されているもので、まず、アの森林環境税（仮称）でございますが、平成36年度から個人住民税の均等割の制度を活用いたしまして、国税として年額1,000円を各市町村が賦課徴収するものでございます。なお、こちらの森林環境税につきましては、都道府県を通じまして全額を国の譲与特別会計に払い込みされることとなっております。

次に、4ページをごらんください。

イの森林環境譲与税（仮称）でございますが、こちらにつきましては国税として収納された森林環境税を各市町村や都道府県における間伐や人材育成などの森林整備及びその促進に関する費用として、一番下の譲与基準に記載のとおり案分し、国から各市町村、都道府県に譲与されるものでございます。こちらにつきましては平成31年度から譲与される予定となっております、その財源につきましては平成36年度から賦課徴収される森林環境税の税収を先行して充てるような形で、譲与特別会計の借入金で対応するとのことでございます。また、段階的に資料に記載の譲与基準のとおり譲与されると聞いてございます。

説明は以上となりますけれども、今回説明させていただいた税制改正に係る対応についてですが、4月1日から施行が必要であるものは、税条例の改正を専決処分とさせていただきまして、その改正内容につきましては直近の議会で報告させていただきたいと思っております。

また、その他の条例の改正議案につきましては、その後の議会定例会への上程を予定しているものでございます。

以上、平成30年度税制改正（市町村税関係）（案）のご説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、固定資産税関係の分で、新たに創設される中小企業投資の後押しをする大胆な固定資産税の特例の創設につきましては、各市町村で条例を制定しなければならないというふうに聞いてるんですけども、その条例による枠ですね、特例措置の軽減、どれだけ軽減するかというのは、条例で定めるというふうにも説明がありましたが、この条例の制定については、いつごろか考えておられたら教えてください。

議長（坂上巳生男君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）今現時点考えているのは、今度の9月議会上程で考えてございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）早いほうがいいかなと思うんですけど、何で9月ですか。早くやっぱり設備投資した分、企業への事業の後押しということになるかと思っておりますので、国のほうが今これ制定しなさいということになってるので、やっぱり早く制定できるなら6月議会を目指していただきながら、税率につきましても今検討してますか。その辺のところもうちょっと教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）こちらの減額措置につきまして今現在関係課のほうと協議しております。ただ、国のほうが申請事業者、いわゆる中小企業のほうに補助金とかそういったもの認定するに当たっては、課税標準額がゼロというのが、先にその分優先的にとっていただけるということなので、ゼロの方向で行きたいなどは考えてございます。

あと、9月議会の件なんですけれども、この生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）というのが公布制定されるのが5月に予定されておまして、6月から施行ということなので、それ以降に制定させてもらいたい、いわゆる受け皿のほうをつくらせてもらいたいなど考えてございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

議長（坂上巳生男君）ほかに。阪口議員。

4番（阪口均君）1ページ目の個人住民税関係で、減税になるもの、増税になるもの、この1番、2番、果たして熊取町はどういう税の状況になるのか、そこら辺シミュレーションできてたら教えてくださいたいと思っております。

それと、続けて言うときますと、固定資産税関係の1番目の土地に係るですけれども、現行の仕組みをとってるんですけれども、現行の仕組みを簡単に説明いただきたいというふうに思うのと、それから②の下の方の省エネ改修を行った住宅とありますが、具体的に省エネ改修というのはど

ういうものをいうのかというのを教えてください。

それから、最後の森林環境税のところなんですけれども、住民が全員1,000円ずつ税金を出すとことになって、国に集められる。それが、ここにある譲与基準ということていくと総額の全部集めた分の9割をこういった割合で案分して、また市町村におりてくるということなんですけれども、熊取町の場合はこれが何割ぐらい戻ってくるのかという、そういうシミュレーションもあれば教えてほしい。熊取町に来た額を、その上に使途としてありますけれども、間伐や人材育成とかと書いてますが、熊取町に林業に携わってる人恐らくいないと思いますし、担い手の確保とかいっても、非常にここら辺にお金を使うには使いづらいまちというふうに思うんですけれども、となると、おのずと間伐にそのお金が回るのかなというふうなことが考えられますが、そういう使途がきちっと想定されるものがあるのかどうかというふうなところですね。

それともう一つは、昨年からだだと思えますけれども、大阪府に対して森林税を払ってますけれども、当然重複する税になるんですが、今後もそれは続いていく見通しなのかという、ちょっと幾つかありますけれども教えてください。

議長（坂上巳生男君） 阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君） すみません、まず1点目の個人住民税関係について、税収としてはどうなるのかということなんですけれども、まず給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替分につきましては、今現時点のシミュレーションでございますけれども、490万円ぐらい減収になるのかなと。あくまでもこれはシミュレーションです。

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直しという部分で、いわゆる給与所得控除の上限の給与収入を引き下げるという分につきましては60万円程度の増収、その下の年金の見直しの分についてはほとんど影響出さず5万円ぐらいの増収、2ページにありますウの基礎控除の見直しの分については約150万円ぐらいの増収になるのかなといったところで、今現時点のシミュレーションでございます。

次に、土地に係る負担調整措置の関係なんですけれども、今現行の制度というのが、例えば評価がえというのが3年間に一度行われてまして、その3年間を見越して評価額を決定しております。その3年間の間に急激に要は土地の地価が上がったりした場合に、3年後に急激に税額が上がるといようなことがございますので、そういったことがないように少しずつ今年度の課税標準額に新しい評価額の5%を上乗せして行って、いわゆる7割評価に近づけていく、いわゆる本則課税に近づけていくといった仕組みが構築されているものを、これを3年間延長するものでございます。

次に、省エネ改修の分です。省エネ改修につきましてはどういったものかという、いわゆる熱損失の防止の改修になります。例えば複層ガラスとか二重サッシとかそういったものを入れる改修工事でございます。ただ、こちら減額になるためには50万円以上の費用が必要と、そういった条件がございます。

次に、森林環境税の関係なんですけれども、こちらにつきましては、譲与される額につきましては、ちょっと今現時点ではシミュレーションできてないです。数百万円あるかないかだと思います。使途につきましても、税務課のほうではちょっとお答えはできかねるような状態でございます。

続きまして、府のほうで今300円取っている森林環境税、いわゆる300円の分につきましては、今現時点の予定では平成28年度から31年度までの予定になってます。今回の国のほうの分は平成36年度からになりますので、国のほうからの指示で、その間を通じて継続して行くかどうか検討するようにと府のほうに指示が出ているような形でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりやすくありがとうございます。

最後の森林税なんですけれども、年額1,000円というのは一人頭1,000円ですよね。だから熊取町でいくと4万人ですから4,400万円と。そうじゃないんですかね。

議長（坂上巳生男君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）あくまでも町府民税の均等割がかかってくる方だけになりますので、約2万人ぐらいになるのかなと。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）最後の森林環境譲与税の件でちょっとわからなかったの。徴収のほうはわかったんですが。この譲与として市町村に入ってくるお金ってどうなるんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）こちらのほうなんですけれども、使途がいわゆる目的税みたいな扱いで入ってきます。当然入ってきたお金をその年度に使用する目的があれば大丈夫なんですけれども、もしその年度に使用するものがなければ基金等設立して後年度事業に充てることができるというふうに聞いておりますので。ただ、その辺につきましては関係課と協議していくような形になってくるのかなと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そうしますと、1,000万円強入ってきて、2,000万円入ってきて、その分が毎年毎年たまっていくということになるんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）本町の住民が森林環境税として国のほうに都道府県通じて納める金額が2,000万円ぐらいあると思うんですけれども、実際本町に入ってくる分というのはこちらの資料の4ページに書いておおり、あくまで譲与基準に応じて譲与されますので、実際は数百万円ぐらいになると思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そうすると、そういう森林関連の事業を自治体がある程度つくり出していけば、それはもらえることになるんですか。そういうことをしないと結局は国に持っていかれるだけということになるんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）事業云々ではなくて、いわゆる基準があって、例えば都心で森林がないようなところがあってもいわゆる人口割の分もございまして、幾分かもらえると。事業をやっているからといってふえるわけではないものでございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

それでは、私のほうから確認のためお聞きしたいんですが、1番の個人住民税関係で給与所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げという部分に関してなんですが、給与所得、公的年金等、その収入が両方ある方に関しては、給与所得でも公的年金でも両方で控除額が10万円ずつ下がると、そういうことなんでしょうか。阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）説明不足で申しわけございません。給与所得で、あと年金所得がある場合は、主に給与所得のほうから10万円引き下げて、両方引き下げることがないように調整措置されることとなっております。

議長（坂上巳生男君）わかりました。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、ちょっとさっきの森林の分でもう1点確認させていただきたいんですが、一応先行して平成31年度から譲与されるということですよ。まだ徴収されてなくても。今説明の中で数百万円入ってくるというところになるんですよ。市町村には、それというのは使途というのか、間伐や人材育成等、担い手の確保等いろいろありますが、その何に使ったかという報告書みたいな、そういうのを提出する必要があるんですか。ちょっとその辺のところ教えてください。

議長（坂上巳生男君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）今現在手元にある国からの資料によるんですけれども、こちらにつきましては、使途につきましてはインターネットの利用等によって使途を公表するような形で周知しなければ

らないといった形になってございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）すみません、たばこ税のところなんですけれども、熊取駅からキオスクが今なくなったんですけれども、教えてほしいのは、熊取駅のキオスクで買ったたばこに値する税金というのは熊取町に入ってたんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）熊取町内にある事業所、自販機で販売しているものについては熊取町の税収になってきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ということは、キオスクで販売されたものも熊取町の税収となっていたわけですね。なくなりました。その分よそで買うと思うんですね。熊取町で買ってくれればいいんですけど。ちょっと税収が落ちそうな気がしないでもないんですけども、1億5,000万円ほどもある税収ですので、その数%でも減ってしまうというふうにと考えると、一生懸命行革やってるにもかかわらず減っていくというのが見えてくるのはちょっと残念かなと思うんですけども、前、たばこ税のことで私何かで質問させてもらったときに、広報のたまに、たばこは町内で買えば町に税金が落ちますというふうなことを何か月に一回載せてるというふう聞いたんですけども、それをもっとわかりやすくするとか、あるいは、僕はこれ余り推奨しないんですけど、例えば駅の通路に自販機を置くとか、下のにぎわい館、1階のあそこに自販機を置くとかいうふうなことも考えられないでもないのかなというふうなことは思うんですけども、そういったことに関しては見解として何かお持ちですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）駅下にぎわい館ということでお話いただきましたので、ご答弁いたしますけれども、全国的な風潮としてやはりたばこについては健康被害ということで非常に叫ばれてる中で、あえて公共施設の中でそのような販売するかというのは十分な議論は必要ではないかなと。現時点で直ちに場所を貸してたばこを置くということは、今の段階では考えておりませんし、また向かいでファミリーマートございますので、駅の場合でしたらそちらのほうでご購入いただければというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）庁舎にたばこの販売機をということでございますが、以前たばこの販売機はございました。ただ、健康の害を与えるということも含めまして、業者みずから撤退されたというような経過がございますので、今また行政が積極的にそういうものを設置してほしいというようなことは言えるような状況にはないということをご理解ください。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほか質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって平成30年度税制改正（市町村税関係）（案）についての件を終了いたします。

次に、案件2、奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画（案）についての件を説明願います。

庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）それでは、奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画（案）について、お手元の資料に沿いましてご説明のほうを申し上げます。

まず、資料の表紙を1枚めくっていただきますと目次がございます。こちらのほうで第1章から第3章と、3章の構成となっております。まず、第1章ですが、さくらの保全計画について、さくらの現状と課題、樹勢の状況、保全計画となっております。第2章では、紅葉等の植栽計画について、こちらも現状と課題、植栽計画、最後に第3章では奥山雨山自然公園エリアの活用検討という

ことについて、エリア内の施設説明と、そのエリアの活用検討計画、体制づくりを記載しております。

それでは、また1枚めくっていただきまして1ページをごらんください。

本計画の経緯と目的でございます。永楽ダム周辺に植栽されたソメイヨシノは、樹齢約50年を経過していることから、老化による木々の勢いが衰えてきており、ソメイヨシノの寿命は一般的に60年程度と言われておりますので、早急な対応が必要となってきております。このように、熊取町の財産とも言える豊かなみどりが残されており、みどりの基本計画においても公園及び周辺を含め自然緑地拠点として位置づけ、この豊かなみどりを子どもたちに継承するためにも、今後、さくらの生育環境の改善と補植を行うとともに、季節の移ろいを感じとれるような紅葉樹の植栽を行う必要があることから、さくらの保全計画及び紅葉等植栽計画を策定し、また、自然公園周辺と自然公園の豊かなみどりを活用し、広域的な利用の一層の促進を図るための方策を検討することを目的としているものです。

続きまして、次に3ページをごらんください。第1章、さくらの保全計画でございます。

1枚めくっていただきまして、次に4ページではさくらの現状としまして、永楽ダム広場及び永楽ダム周回道路約2キロメートルのさくらは永楽ダム完成の昭和43年と同時期に植栽され、老朽化により木の勢いの衰えが進んでいるところでございます。平成27年度からは熊取町緑と自然の活動推進委員会の協力により緑の活性化調査を行い、5ページの図のような5つのブロックに分け順次進めていますが、これまでの調査では約7割に近いさくらの生育状況が悪いとの結果が出ています。また、これまで熊取町緑と自然の活動推進委員会や住民の方々の協力により、ソメイヨシノの補植を行ってきたところですが、地盤が岩質であることなどからほとんどが生育せず、年々桜の本数が減少している状況でございます。今後、いかにさくらを育て、樹勢を維持していくかが大きな課題となっております。

次に、6ページをごらんください。実施しましたA、B、C区のさくらの活性化調査の結果となっております。調査しました193本のさくらの木を6ページの中ほどの表のように5段階で衰退度判定をしました結果、3、4になるんですが、これが約67%を占めており、育成状況が極めて劣悪である、また、ほとんど枯死の状態であることが確認されています。また、健全なさくらが約7%、衰退度判定でいきますと0、1でございます、こちらが健全なさくらということで約7%と少なく、今後も引き続き保全を行う必要があることもあわせて確認されました。今後も引き続きD、E区についても調査を続けていきたいと思っております。

次に、7ページでは、調査した木193本の木の幹や枝の状況や病気などの割合を表とグラフにあわしたものでございます。

続きまして、8ページ、A3判の見開きになりますが、衰退度判定結果を地図に、ここにある木がこんなふうになってるということで、緑から赤色の5種類の色で示した図になります。

続きまして、次に9ページ、10ページにかけましては、さくらの衰退の原因となる病気とその対策を記載したものとなります。

次に、11ページをごらんください。第4節のさくらの保全計画となります。永楽ダム周辺のさくらの景観を次の世代へと引き継ぐためには、樹勢の衰えている樹木の回復や植えかえ、補植を計画的に行うもので、具体的には平成27年7月からの調査の結果を踏まえて、調査区域A区、C区、D区のさくらを優先的に樹勢回復及び植えかえや補植を行うものでございます。また、さくらの木が確実に根づくためには、植えかえや補植だけではなく、下草刈りや雑木の剪定、日常の水やりなど維持管理についても大切となってきますので、日常の維持管理についてもあわせて行っていきます。

計画期間につきましては、平成30年度から10年間としますが、既に衰退状況の悪いさくらの木が多数存在し、早急に対応する必要があるため、さくらの木の植えかえや補植については平成30年度から5年間で重点的に行うこととしているものでございます。

次に、12ページをごらんください。さくらの保全に係る費用となります。さくらの植栽間隔は、大きくなったときを考えた約10メートルが理想とされており、この間隔により永楽ダム周辺約2,000メートルに約200本の植えかえや補植を行うこととしております。重点期間の5年間の植栽費と維持管理費の合計は約3,200万円になります。また、重点期間以降の維持管理も含めると、計画期間である10年間では約3,700万円が必要となる試算をしております。

次に、13ページ、第2章、紅葉等植栽計画をごらんください。

1枚めくっていただきまして14ページになります。こちらのほう現状と課題でございます。奥山雨山自然公園内の山林については、以前はアカマツやクロマツからなっており、マツタケもよくとれていましたが、近年では松枯れなどによりウバメガシ林やコナラ林、アラカシ林などが植生し、ウラジロやコシダが林床を覆っているような混交林となっております。紅葉については、主な紅葉樹は山林に生息している落葉広葉樹が主な紅葉樹となっており、もみじやイチョウのような鮮やかさはないことから、春のさくらの開花時期とは打って変わり、秋の紅葉を目当てに来園される方は少ない状況です。しかし、秋にも多くの方々に来園していただき、季節の移ろいを感じとれるよう、イチョウやもみじのような鮮やかで美しい紅葉樹の植栽ほか、悪化した環境を改善していくためにも下草刈りや雑木の伐採についてもあわせて必要となっております。今回、奥山雨山自然公園の中の5つのハイキングコースがありますが、周辺の植栽の状況やコースの利便性から考えると、もみじの広場コースを中心に植栽を行っていくものとするものです。そのもみじの広場コースといたしまして15ページにありますこのコースになります。そちらの今現状の植栽状況、今こんな木がここに何本植わってるよという図になってございます。

1枚めくっていただきまして16ページをごらんください。こちらが今後の植栽計画となっております。先ほどの15ページの現況図にあります既存の紅葉樹を活用しつつ、イチョウやもみじの補植を行うことや、老朽化が進んでいるさくらの補植を行うことにより、春にはさくらが咲き誇り、秋には美しい紅葉が楽しめる、季節の移ろいや変化を感じとれるコースの整備を行うものでございます。

17ページでは、植栽計画を地図に落とししました植栽予定図となっております。

続きまして、18ページをごらんください。計画の概要及び植栽に係る費用となっております。まず、計画期間については、さくら同様10年間としますが、当初の5カ年は平成30年度より実施します住民提案協働事業、団体提案の行政提案型により、紅葉樹の植栽等を予定しており、その後も引き続き紅葉樹等の植栽を平成39年度まで予定してございます。

なお、住民提案協働事業（団体提案タイプ（行政提案型））による紅葉樹の植栽等が終了した後、再度公園内の状況を確認し計画の見直しを行っていきたくております。

次に、費用ですが、既存のイチョウやもみじ、さくらを活用し、植栽等を行うこととし、当初の5カ年は住民提案協働事業（団体提案タイプ（行政提案型））による植栽費と、維持管理費としまして約500万円、残る5年間の植栽費と維持管理費が約700万円となり、合計としまして計画期間である10年間では約1,200万円が必要と推測しております。

こちらの費用面ですが、先ほどのさくら保全計画ともみじの植栽に係る費用につきましては、少しでも経費の軽減を図るため、植栽する樹木、木の現物を大阪府の緑化樹、宝くじ桜など無償でいただける制度を活用して少しでも経費を抑えていきたいと考えております。また、費用面、金銭的な面につきましては地方創生応援税制という企業版のふるさと納税の活用、こちら企業が自治体に寄附すると企業の税負担が軽減される制度なんですけれども、こちらについてまた企画部のほうと調整をしていきたいと考えております。

最後に、次に19ページ、第3章ですが、奥山雨山自然公園エリア活用検討でございます。

1枚めくっていただきまして20ページから21ページ、22ページ、23ページの上段にかけては、奥山雨山自然公園及びその周辺の施設の紹介となっております。23ページの中ほどからは自然公園エリアの活用検討としまして、短期間計画、1、2年を目標に来園者のアンケート調査、指定管

理者との意見交換、また、中期計画とあわせ植栽に係るボランティアの公募などを挙げております。

最後に、一番後ろ、24ページになりますが、こちらは体制づくりとしまして、この計画を進めていくためには行政だけではなく住民、ボランティアグループ、造園業者などの専門家などの協力が欠かせないことから、下の図のように協働で保全、活用を進めていける体制づくりが重要と考えております。

以上、長くなりましたがこれで説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）この植栽を進めていく上で、18ページの住民提案協働事業の推進が最も重要になってくると思うんですが、平成30年から具体的にどういうところが、どういうチームが動き出すか、そういうのは決まってるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）一応今重光議員おっしゃられてる協働事業につきましては、行政提案型ということで、平成30年度から桜の保存会という団体のほうでいろいろお手伝いいただいて、紅葉系の木の植樹をしていく予定としております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）その桜保存会というのは何人ぐらいのチームで、何人ぐらいが常に活動できそうな状況にある組織ですか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今現在桜の保存会といいますのが、先ほども平成27年度から調査していただいております緑と自然の活動推進委員会の中にあります部会になっております。ですので、メンバーといえば推進委員会のメンバーですので、グリーンパークだとか植木屋で、造園事業協同組合、花卉販売協会とかその辺の方が今活動していただいているような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑は。重光議員。

2番（重光俊則君）具体的に何人ぐらいが動かれるんですか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）一応お聞きしてるので、会員数としては14人でお聞きしております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）当面は14人で活動していくことになると思うんですが、それで5年間の活動が維持できるということでしょうか。それともさらなるボランティアチームをつくっていくということが必要になってくるのか、その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）協働提案事業をやっていただく桜保存会のほうでも平成30年度から実施していただく中で、なかなかやっぱりこの14人でいろいろやっていくというのはしんどいかなと、マンパワー的にもちょっとしんどいかなということで、いろいろ趣向を凝らしてそういった木を植えていくよという思いに賛同していただくようなボランティアとか、その辺を募ってやっていけたらということでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）実際に植えるためにはその辺の伐採とかいろんな整理も必要でしょうから、その辺をそういう方たち以外に小中学生とか学校等も授業の一環としてそういうのを取り組んでいただくようにやはり広げていくということが必要かなと思いますので、できるだけ多くの若い人が参画できるような活動をつくっていただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）以前に私一般質問で紅葉の山をつくったらという提案をしたことあるんですけども、さくらのほうは枯れていくものを補充していくというのは、これはこれでやっていくことは全

然進めていただきたいし、大賛成です。紅葉のほうですけれども、これもできることならもっと力入れてほしいなと思うんですけれどもね。何十本植えますのレベルではなくて、紅葉の庭園をつくるぐらいの感じで、お客さんを呼び込めるようなものをつくって、熊取町の収入にするぐらいの気持ちでやってほしいんですけれども、そこら辺どうですか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今阪口議員おっしゃっていただいた思いというのは僕らも同じような思いは持ってるんですけれども、なかなか、山といえど急斜面とかいろいろございます。ですのでなかなか、斜面地をそういった、先ほどおっしゃられてるように下地の整理をしないと次の木というのはなかなか植えづらいたところもございますので、まずはこの計画では一番人が通っていただく、間近に感じていただけるもみじの広場コースというところで、今以上に間に植えられるところはそういったもみじ系とか紅葉系の木を植えていって、まずこのコースを一番先にそういった形にしていけたらなというところで計画しております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）どうも、もみじ植えましたぐらいのお茶を濁すような計画にしか思えないんですよ。ほんまにしっかりと取り組んだら、熊取町の自然というのは熊取町の財産ですから、これは皆さんが共有してることで、それを生かさないと手はないんですよ。これはそれを生かせる一つのツールなんですよ。だから、必死でこれをやれば、恐らく観光客も呼べるぐらいのやり方したら呼べると思いますよ。幸いに関空が近いし、今アウトレット行ったら時間待ちしてるような中国人とか外国の人たくさんいますよ。あの人らは買うてるんでしょうけれども、もうそろそろ爆買いも済んでますしね。日本の文化とかいうふうなことに接したいという人たちがどんどんふえてきてるとするのは事実ですから、その一つとして、この身近なところに紅葉の山があるというふうなことになる、3時間あったり2時間あったりしたら、観光バスで動いて、わっと来て、そこからお金、入山料みたいなものをいただくようなことになれば、熊取町もこれだけ財政が苦しい苦しいと言ってるんですから、幾らかでもそういうものの補填になるんですよ。なると思うんです。夢物語みたいな半信半疑の人もたくさんいるかもしれませんが、これはやらなかったらできませんから。ほんまになせばなるんですよ。そういう人を集めてやればいいと思うんですけれども、ぜひそこら辺までこの機運を盛り上げてほしいなというふうに思います。町長、紅葉のということを以前もおっしゃってましたけれども、今の私の話に対してどうですか。乗ってこられるような気持ちはございますか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）思いは同じでして、奥山雨山、永楽ダム周辺活用、どんな方法があるのかいろいろとこの2年間考えてるんですけれども、そういったところで担当部局の皆さん方ともそんな話をするわけですけれども、まずは永楽ダム周辺のさくら、言われてるようなもみじ、紅葉ですか、これをどこに植えて進めていけばそういった効果が出るのか。実際進めていく中でもいろんなことが考えられます。それをいろいろと進めていってはくれていると私は思っておるんです。だから、これから泉谷部長筆頭に皆さん方が頑張ってもらえると思っておりますので、ご期待をしていただいてもいいかなと思っております。やる気があればできると思いますので、泉谷部長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ぜひ泉谷部長、よろしく申し上げます。

以前私一般質問のときにあんなこと言うたのでちょっと調べてみましたけれど、京都はやっばりお寺があって山があって紅葉があると。そういうワンセットであります。大阪の場合は余りお寺と紅葉って一緒にあるものが少ないんですよ。例えば犬鳴山の紅葉は大阪の紅葉ランキングの8位なんです。何と。全然イメージないですよ。例えば三国ヶ丘のけやき通り、どこにあるんやというような話ですけれども、それが12位とかになってるんですよ。それほど紅葉でピンとくるものがな

いのでね。手を加えればできるんですよ、庭園なんて。幸いに熊取町には職人がいっぱいいますしね。そんな人の手もかりればきっとすばらしいものできると思います。すばらしいものつくったらお金が落ちますよ。それを目指してぜひ、泉谷部長、頑張ってくださいますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）応援ありがとうございます。まずはさくらのほうを重点的にやらせていただいて、並行して協働型、提案型のものでみじのほう、紅葉のほうもやっていきたいと考えてございます。まずは今課長のほうからご説明ありましたようにもみじの広場コース、今現にきれいなもみじが部分的に咲いてございます。秋にはなかなかきれいなもみじですけども、連続性が今のところございません。ですから、まずはここで連続性を持つ秋の紅葉というところで、まず水とみどり課のほうで計画を立てていただいたところです。それと、あと一つ、この中に旧のアスレチック広場という、道からちょっと斜めに下がっていくようなアスレチック広場が今もございます。そこは毎年草刈りもしてきれいな広場となっております。そこのところに、今の計画でしたらもみじを30本程度植えて管理することによりましてかなりのボリューム的なもみじの広場に今度は逆になってようかなと。その中に散策路をつくるとかいうことで人を徐々に呼び込んでいきたいと考えてございます。これが今のところ10年計画でやらせていただいて、その後、ここで一定の人の集客等を見ながら、あとはどうダムのほうに広げていけるのか。ダム周辺というのはやはり急傾斜地になってございますので、現に今さくらでいろいろお世話になってる造園業者の方々ともお話しはさせていただくんですけども、今生えてる紅葉樹をまずは伐採して、一定の広場もつくらんと影になって苗がやっぱり育たない。それともう一つ、一番大きなところは人が入って行けない。急傾斜地でございますので。あそこはあそこで今の紅葉というのも、一定もみじのような鮮やかな紅葉じゃないんですけども、今議員もおっしゃられたように京都でも山のほうはやっぱり茶色系の紅葉になってきまして、鮮やかな紅葉というのは寺社で人間がつくったところに人が今集まっているというところで、高速走って行っても山のほうは茶色系の紅葉になってございます。そんな中にまずは今のもみじの広場コースからさせていただいて、今後またいろんな方々のご意見をいただきながら、人がまずはここに集まっていたいただけるような、奥山雨山自然公園周辺に人がどんどん来ていただけるような形に持っていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）これのお金の集め方なんですけれど、さっきは企業版のふるさと納税を企画部という話やったんですけど、それだけじゃなくてクラウドファンディングとかソーシャルインパクトボンドとか使って住民の皆さんに対してソーシャルインパクトボンドで提案して、その人から投資いただいたら、1,000円でも2,000円でも投資してもらったら、投資した人は気になって行ったりもするやろうしというところがあるので、ぜひ企画部と事業部の人にはそうやって考えていただいて、住民の人も興味もあるし、その人からお金ももらうし、クラウドファンディングやったら日本全国、世界の人にお金いただいてやっていくというふうなことを考えていただきたいなと思いますけれど。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）貴重なご意見ありがとうございます。その辺でたくさんお金がいろいろ集まってきたら、さっき阪口議員もおっしゃられたような大きな広い範囲で紅葉とかもしていけるかと思っておりますので、その辺また先ほどの企業版のふるさと納税とあわせましてまた一度検討のほうは考えていけたらなと思います。

議長（坂上巳生男君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）今、企業版ふるさと納税とか、あとクラウドファンディング。クラウドファンディングはシステム的にいろいろ課題もあるのは我々もちょっと勉強はしております。ただ、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング的なものもありますので、そのあたり何が一番費用対効果も高いのか、そのあたり見きわめながら企画部としても精いっぱいバックアップして

まいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに。江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと教えてほしいんですけども、今5ページを見ながらツツジの広場どこかなというふうに思って見てたんです。Dの右横のところで間違いないですか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）ツツジの広場コースはちょうどD区、上高田から上がって行って、ちょっと車が通れるような広い園路があるんですけども。上高田の一番上のほうから。そこが一応ツツジの広場コースになりますので。ちょうどD区でいいましたら右上の角からちょっと下ぐらいですかね。そこにちょっと生えてる。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）眺めててそこだろうなと思いながら見てたんですけども、これはやっぱり斜面になって、17ページに書いてるような植栽していくと、下から見て山が紅葉してるように見えるわけでしょうか。それとも木々に隠れてそこに行かないと見えないのでしょうか。そこをちょっと確認したいです。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）やはりちょっとぼんと平面的に外から見えるような状態ではなくて、やはりこのツツジの広場コースを行ってもらって、両側のそういった紅葉樹を楽しんでいただけるのがいいかなと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういうことなんです。できたら、さくらと同じようにこの季節に行けばダムの周りに紅葉が見えてすごくきれいだなと思えるような植栽なのかなと思ってたんですけども、そこまで行かないと紅葉も見れないし、アジサイ400株を植えるんやけれども、それもそこまで行かないと見えない、ハイキングに行かないと見えないというものなんですか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）このツツジの広場コースの周辺の植栽についてはそこまで行かないと見づらいかと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ちょっと残念だなと思ったのと、あと7ページの下の写真なんですけれど、壁の法面が、山側の法面がコンクリートで覆われてるんですね。これがそうなのかちょっとわからないんですけども、駐車場から上がってきて左側の広場、お弁当食べるところの広場ありますね。その横の斜面もこのような感じで去年行ったらコンクリートで、せっかくのきれいなところが、公園側の壁がとても人工的でちょっと景観的に悪いなという感じがしたんです。あれをもうちょっと自然にマッチするようなやり方ってできへんかったかなというのが、さくら祭りに来た人の感想なんです。それを感想として聞いていてください。これから何かするときにはその景観についても、安全面も必要ですし、景観についても考えてやっていただきたいなという意見です。

それと、今説明があったんですが、植栽につきまして宝くじだとか大阪府のいただけるものを利用するというので、それはそれでいいんですけども、これから50年、60年育てようという木ですよね。いろんな木に対しても野菜と同じようにいろんな病気に強いものとか研究されてると思うんですね。ですので、やはり元気に育て、強くて50年、60年もつ木ということでは少々お金をかけても検討して育てるといことが大事じゃないかなということをお願いいたします。例えば、これまでも熊取駅の公園の横にシバザクラを植えましたね。斜めの。あれも失敗したんですね。それから、煉瓦館の川沿いのところにアジサイ植えたんですね。あれも雨で流れたんですね。そういうちょっと苦い経験もありますので、そういう経験、失敗談がないように、土壌からきちんと元気な木を。もらいものじゃなくて。もらいものでもよければそれでいいんですけど。一番いいんですけどね。やはりちゃんとしたものを植えて、50年、60年もつ未来を考えて検討していた

だきたいなということを要望しておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）17ページのもみじ等の保全計画の中で、これ展望台までのコースというか、そのあたりの整備というのはこの中には入ってないわけですか。また別のものになるのか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今佐古議員おっしゃられてるのがこの真っ赤っかのもみじ30本と書いてる字のところぐらいからずっと展望台、低いほうの展望台になるんですけども、そこに行く散策道ございます。その途中にはちょっと段差のあるところとかは、階段とかがあろうかと思えますけれども、その辺は長寿命化計画のほうで階段の整備、施設の整備のほうはやっついこうと思っておりますので、ちょっとこの植栽とは別ということでよろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）ほかには質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画（案）についての件を終了いたします。

以上で本日の案件は終了いたしました。

その他何かご報告等があれば承ります。橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）それでは、資料はご用意しておりません。口頭でのご説明、ご報告となりますがよろしくお願ひいたします。

ネーミングライツの取り組み状況についてでございます。まさしく今みどりの保全・活用計画もありました奥山雨山自然公園、これにも絡んでくる内容でございます。

ネーミングライツに関しましては、昨年8月24日、9月議会の会期前の議員全員協議会におきまして、10月1日から基本的には本庁の公共施設全般に対する募集を開始する旨説明させていただいたところでございますが、9月12日には正副議長より町長に対しまして、実施までの期間が短いということもございまして、10月1日の導入につきましては町民、議会の意見が反映されないのではないかと、そういった懸念もあるため見送りよう申し入れを受けたところです。あわせて同15日にも議長名で要望書も提出をいただきました。要望の内容としまして、ガイドラインには実施しようとする施設等、募集方法、予定価格、契約期間、選定方法等の概要について、議員全員協議会において議会に報告し意見を聴取することを求めるような内容でございました。町としましても申し入れや要望を受けた中で、10月1日からの募集は一旦見送り、ガイドライン等の内容を再度精査したところです。その見直しを10月27日の議員総会において、本町のネーミングライツ制度における議会の関与や、当初募集する施設を限定しながら導入していく旨見直し内容をご説明し、了承を得たところでございました。

現状でございますが、10月の説明の際、まず募集する施設として永楽ゆめの森公園と、先ほども話題になっておりました奥山雨山自然公園をまず対象とし募集していく旨、また、そのうちの一つゆめの森公園につきましては指定管理者が導入されるということから、指定管理者とまず協議した後、指定管理者が応募する意向がなかった場合は公募していくと、そういう説明をさせていただきました。その内容のとおり進めさせていただいた中で、12月議会でご可決いただきましたゆめの森公園の指定管理者と協議を続けてまいりましたが、現時点で応募の意思がないということで、4月より改めて公募といいますか広く募集をかけていくという状況でございます。今後、4月広報や町ホームページで募集開始をお知らせするとともに、営業活動にも鋭意取り組み、ネーミングライツ導入による歳入確保に努めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましてもお知り合いの事業者へ情報提供いただくなどご助力をお願いするとともに、あわせて報告とさせていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）続きまして、吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、以降、合特法と呼ばせていただきます。これに係る対応の基本方針等の変更について。本日の資料につきましては、庁内連絡文書を本協議会資料に転用していることをお断りして説明に入らせていただきます。

まず、合特法についてご説明いたしますと、資料下の参考に記載のとおり、し尿の処理は各市町村が責任を持って処理する自治事務であるため、し尿の処理については大原衛生公苑で行っておりますが、収集運搬につきましては委託業者をお願いしているところでございます。この収集運搬業者につきましては、下水道の普及に伴い業務が縮小されることになるため、金銭措置や代替業務を提供することにより、下水道の全世帯接続まで安定的に遂行できるよう措置を講ずることにより、その業務の安定を保持しつつ、廃棄物の適正な処理に資することを法律の目的としているものでございます。

対象となる業者は、し尿のくみ取り、収集運搬業者のほかに、浄化槽の清掃業者も対象となりますので、本町では平成12年ごろから代替業務提供の支援対策を初め、裏面のとおりに平成24年度からは全庁的な支援として松藤工業株式会社、株式会社興和、株式会社奥野興業の3社に対して、各公共施設の浄化槽や受水槽の清掃など委託可能な業務について、合特法の支援事業として3社見積り合わせによる随意契約を行ってきたところでございます。

この浄化槽の合特法による支援につきましては、府下においては支援を続けているところが少なく、また、3社の自助努力に加え、先ほどの3社に対する業務委託が総額として約3億円となり、経営の近代化及び規模の適正化も着実に進捗し、経営の下支えとなる一定の支援は行えたと判断し、浄化槽清掃業者に対する支援は今年度限りで終了いたします。

これとは別に、し尿収集運搬業者であります松藤工業株式会社に対する支援につきましては、現在、大原衛生公苑の運転管理委託を発注して、し尿収集業者としての合特法による支援を行っておりますが、広域化に伴い同業務が2、3年後に廃止されることを見据え、運転管理委託費の約3,000万円と、先ほどの浄化槽清掃業者に発注していた年間総額がほぼ同額であることから、平成30年度からし尿収集運搬業者である松藤工業株式会社1社に対して随意契約として合特法による支援を行うように変更いたします。

なお、1社随契となりますが、年間を通しての業務となる環境センターから出るごみ焼却後の灰のフェニックスへの運搬業務、また、下水の汚水ポンプ場保守点検業務を除いては一括発注として年間を通しての効率的な業務遂行により、これまでの契約総額内での交渉をしまいたいと考えております。

以上で、合特法に係る対応の基本方針等の変更についての説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君） それでは、続きまして野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君） それでは、熊取町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）につきまして、お配りしております資料のA4の2枚になっております4ページの分、概要版でご説明させていただきます。

まず、1番のデータヘルス計画でございますが、平成25年度に閣議決定されました日本再興戦略で、全ての国民健康保険組合に対してこの計画の作成を求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされたものでございます。これまでも熊取町国保の被保険者の皆様の健康増進に取り組んでまいりましたが、今後も特定健診等を初めとした生活習慣病予防のための保健事業を、PDCAサイクルに沿って効果的、効率的に実施するための国民健康保険の被保険者を対象とした計画となっております。

本町の第1期計画につきましては平成29年3月に策定しておりますが、その計画策定期間を特定健康診査等実施計画の計画期間に合わせるため、第1期は単年度といたしまして、今回ご説明させていただく第2期計画が実際の計画の始まりとなるものでございます。

続きまして、2番のデータヘルス計画の位置づけでございますが、国保法に基づき、厚生労働大

臣が定める指針に基づくものでございます。この計画の策定に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定しております特定健康診査等実施計画と一体として策定できるとされておりますので、第3期特定健康診査等実施計画を第2期データヘルス計画の中に位置づけ、計画期間を平成30年度から平成35年度の6年間としているものでございます。

続きまして、資料の2ページをごらんください。第3章の熊取町の現状<医療費編>でございますけれども、本編の第3章、熊取町国保の状況からの抜粋となっております。医療費の比較と、生活習慣病の医療費の割合でございます。一人当たりの年間医療費は府・国平均を上回っております。年齢別に見ましても20代から60代で府・国平均を上回り、70代では府平均を下回っているものの50万円を超えているという状況でございます。

次に、生活習慣病の医療費割合でございますが、全ての医療費の47.1%を占めております。レセプトデータの分析の結果、40代、60代、70代の人工透析患者、70代の脳血管疾患患者、40代、50代、70代の高血圧性疾患が府・国平均を上回っているというのが熊取町国保の状況でございます。

続きまして、3ページの4、熊取町の現状<特定健診・特定保健指導編>をごらんください。特定健診受診率につきましては、国・府の平均を上回っております。しかしながら、年齢別で見ますと40代、50代の受診率が低く、この40代、50代の受診率の向上が課題となっております。また、健診結果からは、尿酸、LDLコレステロール、収縮期の血圧が国・府平均よりも高い傾向が見られております。特定保健指導につきましては、特定健診の結果から抽出されました対象に対し行っておりますが、結果説明会の開催等により、実施率は国・府より高く推移しております。

続きまして、4ページ、5番の熊取町の現状と課題解決に向けた取り組みについてをごらんください。現状の課題解決に向けた取り組みと目標値をまとめております。項目といたしましては、特定健診等の7項目を挙げております。

若い層へのアプローチといたしまして、町独自に30代も健診対象といたしまして、早期からの健診受診の習慣づけなど、生活習慣に着目し、行動変容を促すことができるよう、30代の被保険者の方も含めて健診受診率の向上に努めます。

保健事業につきましては、特定保健指導に加え、疾病リスクの高い方への勧奨や、糖尿病性腎症重症化予防にも取り組んでおりますが、個々の状況に応じたアプローチを引き続き行ってまいりたいと思います。

後発医薬品の普及啓発、ジェネリックの普及ですけれども、こちらにつきましても数量シェアが年々増加傾向となっております。今後も啓発方法を工夫するなどしてシェアの向上に努めてまいりたいと思っております。

最後に、重複・頻回受診者への保健指導につきましては、対象者を平成30年度から重複服薬者に切りかえまして、現状把握及び健康相談を実施してまいります。

以上、簡単ではございますが、熊取町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）についてのご説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）続きまして、山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）それでは、下水道事業計画の変更についてご説明いたします。資料といたしましてはA4、1枚、A3、1枚の2枚となっております。1ページをごらんください。

まず、1つ目の主な経過でございますが、昭和63年10月24日に汚水約81ヘクタール、雨水約86ヘクタールの事業計画区域にて、当初の下水道法事業計画認可を取得し、事業着手して以降、これまで記載のとおり順次事業計画区域の拡大等を行い、現在まで汚水約703ヘクタール、雨水約689ヘクタールの区域において、鋭意公共下水道の普及拡大を図ってきたところでございます。

次に、2つ目の今回の変更概要でございますが、まず改正下水道法に基づく事業計画の変更につきましては、計画書に管渠の点検方法、頻度等を新たに追加記載するものでございます。次に、事業計画面積の拡大につきましては、変更前の区域の面整備率が平成28年度末で83.3%となるなど、下流域の整備進捗に伴い上流域の区域拡大を行うものでございます。今回、汚水については変更前

の703.32ヘクタールから変更後は842.93ヘクタールに変更し、139.61ヘクタール拡大するものでございます。なお、雨水については現在整備予定もなく、汚水整備を先行しているため、今回変更はございません。次に、事業計画期間につきましては、変更前の平成31年3月31日までを、変更後は平成36年3月31日までに延伸しております。

次に、3つ目の今回の拡大区域でございますが、2ページの図をごらんください。少し見にくくて申しわけございませんが、紫色の線で囲まれた区域が変更前の事業計画区域でございます。今回拡大する区域につきましては赤色で着色しました1から5の箇所でございます。1につきましては小垣内3丁目、4丁目及び大宮1丁目でございます。2につきましては長池、和田1丁目、2丁目、朝代東3丁目及び4丁目で、南小学校を含んだ区域でございます。3につきましては朝代東2丁目及び朝代西3丁目でございます。4につきましては五月ヶ丘1丁目、2丁目、小谷北1丁目、小谷南1丁目、2丁目及び3丁目で、緑ヶ丘のコミプラを含んだ区域でございます。5につきましては久保2丁目、大宮4丁目及び和田3丁目で、熊取南中学校を含んだ区域でございます。

なお、今回の下水道事業計画変更の認可取得時期につきましては、本年3月末を予定してございます。今後におきましても引き続き未普及地区の整備に向け、より計画的かつ効率的な事業展開に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましてもご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、下水道事業計画の変更についてのご説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、奥ノ池付近町道沿い町有林の崩落事案の対応について現状報告させていただきます。

去る3月9日金曜日でございます。午後2時ごろ、前日の雨の影響により奥ノ池付近の町道永楽線沿いの町有林が、幅約8メートル、高さ12メートル程度の土砂が崩落し、町道を塞いでしまう事案が発生いたしました。このため、安全確保を最優先するため、永楽ダムから環境センターへの入り口分岐点から環境センターまでの間、町道の通行止めを行ったところでございます。

この事案に係る応急復旧でございますが、本日から道路を塞いでいる土砂の撤去を始めております。2、3日で全ての土砂を撤去し、その後、仮復旧工事を行い、約1カ月程度で通行が可能となる見込みとなっております。

次に、環境センターの対応でございますが、町道の通行止めに伴いごみの搬入ができないため、現在、運転は停止しております。今後のごみ処理の対応でございますが、各地区の定期収集のごみにつきましては、岸和田市貝塚市清掃施設組合で、事業者や個人からの直接搬入のごみにつきましてはあしたから泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所で受け入れいただくこととなりました。ホームページでお知らせするとともに、お手元に配らせていただいております回覧文にてその旨住民の方々に周知させていただきたいと考えております。

しかしながら、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所におけるごみの受け入れ量の制限もございます。個人からの搬出につきましては可能な範囲で控えていただきたい旨もあわせて周知したいと考えております。また、個人等から直接搬入に係る処理手数料につきましては、熊取町で定めている処理手数料を負担していただき、他市との処理手数料の差額分については、本町が組合に負担することで調整を進めさせていただいております。

ここで、回覧文のほう簡単にポイントだけご説明させていただきます。表面につきましては先ほどご説明いたしました泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所で受け入れいただく旨、後段は、搬入先が遠方となるため収集時間がいつもよりおくれる旨書かせていただいております。裏面に移りまして施設の住所等でございます。場所は泉南郡田尻町嘉祥寺290番地の1。お問い合わせにつきましては、本町の住民から直接この組合に電話すると混乱を来すおそれがありますので、この対応につきましては本町の環境センターでご案内をさせていただき予定としてございます。続いて、搬入の可能日でございますが、月曜、水曜日、木曜、土曜日、週4日。可能時間は午後2時から午

後4時となっております。搬入手数料は、30キロまで300円、以降10キロごとに100円加算ということで、これは本町の処理手数料となっております。その他注意事項でございますが、先ほど申し上げましたようにやむを得ない事情がある場合を除き、できる限り環境センターの運転再開をお待ちいただく旨記載させていただきます。

この回覧につきましては、明日、各自治会のほうにお配りさせていただく予定としてございます。

次に、斎場の関係でございます。火葬執行でございますが、現在個別に葬儀会社と調整を行いまして、霊柩車等が柵谷地区からの道路、ちょっと狭い道なんですけれども、そちらから通行が可能な場合につきましては本町の斎場にて火葬を行っていただくこととしてございます。なお、マイクロバス等を利用する場合など、柵谷地区からの通行ができない場合については、泉佐野市、貝塚市等の他市の斎場をご利用いただくこととしており、その場合におきまして、本町における火葬料との差が生じますので、その差額については本町が負担するということとしてございます。

以上が現時点の対応について説明させていただきましたが、一日でも早い復旧に向け取り組んでまいります。大変ご不便をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上でその他案件の報告を終了いたします。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて本日の日程は全て終了いたします。お疲れさまでした。

（「15時00分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男